府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第三百二十九号）の施行に伴い、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉
総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司
外務大臣　河野　太郎
財務大臣臨時代理　国務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣臨時代理　国務大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭
防衛大臣　岩屋　毅

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、外務省、財務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（用語） **第一条**　この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　「特定事業所排出者」とは、令第五条第一号及び第十号から第十六号までに掲げる者をいう。 二　「特定輸送排出者」とは、令第五条第二号から第九号までに掲げる者をいう。 三～七　（略） （報告の方法等） **第四条**　（略） 2　特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項（特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。）は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五条第十号から第十六号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項につい	（用語） **第一条**　この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　「特定事業所排出者」とは、令第五条第一号及び第六号から第十二号までに掲げる者をいう。 二　「特定輸送排出者」とは、令第五条第二号から第五号までに掲げる者をいう。 三～七　（略） （報告の方法等） **第四条**　（略） 2　特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項（特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。）は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五条第六号から第十二号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項につい